

# 手続きをお忘れなく 東区役所(北11条東7丁目)☎741-2400

引っ越しをするときは、下表のような手続きが必要になります。ご不明な点は電話でご確認の上ご来庁ください。

区役所の受け付けは月～金曜日の午前8時45分からです。表内の※印は手続きのとき必要なものです。

		転出（東区から市外へ引越し）	転居（市内、区内での引越し）	詳細
住所の異動（住民票）		転出届（転出証明書が発行されます。新しい住所地を確認の上、引っ越し前に手続きしてください） ※印鑑 ※本人確認ができるもの	新住所地の区で転入・転居届（新しい住所地は○番○号または○番地（枝番）まで必要。住み始めてから14日以内に手続きしてください） ※印鑑 ※本人確認ができるもの	戸籍住民課
印鑑登録		印鑑登録証の返還（転出届で自動的に廃印されます。必要な方は転出先で新たに登録手続きをしてください）	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます（印鑑登録証は継続して使用できます）	
転校（小・中学校）		今までの学校から在学証明書の発行を受け、転出先で転入届と一緒に提出	入校手続き（今までの学校から在学証明書の発行を受け、戸籍住民課で発行する入校票と一緒に指定の学校へ提出） ※在学証明書	
国民健康保険		脱退手続きおよび保険料の精算 ※転出届の際に戸籍住民課でお渡しする通知書 ※保険証 ※納付通知書	住所変更手続き ※転入・転居届の際に戸籍住民課でお渡しする通知書 ※保険証	保険年金課
国民年金	加入者	転入・転居届で自動的に住所変更されます		
	受給者	住所など変更届の提出が必要です 札幌東区社会保険事務所（☎832-5300）または保険年金課年金係へお問い合わせください		
児童手当		受給事由消滅届の提出（転出先でも手続きが必要です※所得証明書ほか） 4月から支給年齢が変更になります。詳しくは本誌31ページをご覧ください	新住所地への転入・転居届により自動的に住所変更されます	保健福祉サービス課
児童扶養手当		東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
特別児童扶養手当		道内へ→転出先で手続き ※手当証書 道外へ→東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書	
各種医療費の助成		受給者証の返還 ※受給者証 （転出先でも手続きが必要です※所得証明書ほか）	住所変更手続き ※受給者証 ※健康保険証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		住所変更届の提出（転出先でも手続きが必要です）	住所変更手続き	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉タクシー利用券・福祉乗車証・自動車燃料助成券の返還（転出先でも手続きが必要です）	居住地変更届の提出 ※身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳 敬老パス		敬老手帳・敬老パスの返還 ※敬老手帳 ※敬老パス	敬老手帳の住所を自分で書き換えてください	
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車		廃車届（廃車証明書を発行します） ※印鑑 ※ナンバープレート ※標識交付証明書 ※本人確認ができるもの	転入・転居届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください	
軽自動車・軽二輪車（125cc超 250cc以下）		転出先の軽自動車協会で行う手続き	札幌地区軽自動車協会で行う手続き （北区新川5条20丁目1-20☎768-3955）	課税課
小型二輪（250cc超）		転出先の運輸支局で行う手続き	札幌運輸支局で行う手続き（北28条東1丁目☎731-7165）	
固定資産税		土地・家屋・償却資産の所在する区役所、市町村へ住所変更の届け出をしてください（電話・はがきも可）		

